

上手に保険を使いましょう

★保険課 ☎ 25-11116

日本の医療保険制度は、かかった医療費の1〜3割の自己負担分のみを支払うという安心で便利な仕組みです。最近では新しい治療法や薬が開発され、医療技術の進歩に伴い医療費は高額になる傾向にあります。高額な医療費を支える財源は、加入者の皆さんの納付する保険税と税金からの公費です。医療費が増え続けると、医療費と財源のバランスが取れなくなり、保険税の引き上げが必要になる可能性があります。加入者の皆さんの心がけて医療費は節約できます。適正受診にご協力をお願いします。



かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

日常的な病気の治療や相談ができる「かかりつけ医」や薬のもらい過ぎや飲み合わせの副作用をチェックしてもらえる「かかりつけ薬局」を持ちましょう。病歴や体質などを把握した適切なアドバイスが受けられます。かかりつけ医に相談し、必要に応じて大病院等の専門医を紹介してもらうようにしましょう。

柔道整復師・鍼灸師・マッサージには正しくかかりましょう

柔道整復師（整骨院・接骨院）による施術は、保険証が使える場合と使えない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージを受けるときに保険証を使うには、医師の同意が必要です。保険証が使えない場合は、全額自己負担になりますので注意してください。

交通事故や仕事中の負傷は保険証が使えない場合があります

交通事故等で第三者（加害者）から受けたけが等の治療費は、加害者に支払義務があります。保険証を使用して医療機関を受診する場合には、市から加害者等へ求償手続を行う必要があるため、必ず保険課へご連絡ください。なお、仕事中や通勤中のけがは労災を申請してください。労災が適用になる場合は保険証は使用できません。

令和元年10月施行 年金生活者支援給付金制度が始まります

★市民課国民年金係 ☎ 25-11114 支所市民福祉課 ☎ 72-1333

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せ支給されるものです。年金生活者支援給付金を受け取るには支給要件を満たし、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。年金生活者支援給付金は、令和元年12月末日までに請求した場合に限り、10月まで遡って支給されます。令和2年1月以降に請求した場合、請求した月の翌月分から支給となりますのでお忘れのないようお手続きをお願いいたします。なお、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

年金生活者支援給付金は、87万9300円以下
●給付額 50000円（月額）を基準に、保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出
＜障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者＞
●支給要件 前年の所得額が462万1000円＋扶養親族の数×38万円※以下であること
※同一生計配偶者のうち70歳以上の方又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。
●給付額
＜障害基礎年金受給中の方＞ 障害等級2級の方は月額50000円、障害等級1級の方は月額62500円
＜遺族基礎年金受給中の方＞ 月額50000円
※ただし、2名以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、50000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支

払いとなります。請求手続き
＜平成31年4月1日時点で年金を受給している方＞
対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、目隠しシールと切手を貼り、日本年金機構に返送してください。
＜平成31年4月2日以降に年金を受給を始めた方又は受給を始める方＞
老齢基礎年金：日本年金機構から送付される新規裁定請求手続きの案内に同封の年金生活者支援給付金請求書提出してください。
障害基礎年金や遺族基礎年金：年金の請求手続きに併せて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。請求書は年金事務所又は市民課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま内）に用意してあります。

年金生活者支援給付金のお問い合わせはねんきんダイヤル又は年金事務所へ

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）
※050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）☎ 03-5539-2216
●受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで相談をお受けします。
※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012
●受付時間 平日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用できません。
※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。また、代理人（二親等内）からお問い合わせいただく場合は、本人の基礎年金番号に加え、代理人の基礎年金番号も必要となります。